

退職所得課税の改正

(担当：二村)

平成 24 年度税制改正により、退職所得課税が見直され、勤続年数 5 年以下の役員等の退職手当等について 2 分の 1 課税が廃止されることになりました。以下、具体的な取り扱いについて説明いたします。

1. 改正趣旨

退職所得については、長期間にわたる勤務の対価（給与）が一時期にまとめて後払いされるものであることや、退職後の生活保障的な所得であること等を考慮し、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 を退職所得金額とされてきました。

上記の課税方法を前提に、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人役員等が、給与の受取は少なくして、退職金を高額に受け取ることにより、税負担を回避している事例が指摘されてきました。

このように、一般従業員の退職金とは相当に異なる事情にあることを踏まえ、勤続年数 5 年以下の役員等の退職所得について 2 分の 1 課税が廃止されることになりました。

2. 改正内容

勤続年数 5 年以下の特定役員は、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額の計算について、退職所得控除額を控除した残額を 2 分の 1 とする措置が廃止されることになりました。

<改正前>

退職所得に係る所得税額 = (収入金額 - 退職所得控除額 (※)) × $\frac{1}{2}$ × 税率

<改正後>

退職所得に係る所得税額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 税率

※退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × 勤続年数 (80 万円に満たない場合には、80 万円)
20 年超	800 万円 + 70 万円 (勤続年数 - 20 年)

3. 特定役員の種類

- ① 法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員
- ② 国会議員及び地方議会議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

4. 適用時期

平成 25 年分以後の所得税について適用され、個人住民税は平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用されます。

5. 具体例

<前提>

- ① 入社してから使用人として 30 年間勤務した後、取締役就任して 2 年で退職
- ② 使用人分と取締役分の退職金については、役員退任時（平成 25 年以後）に一括して支払う（使用人分：2,000 万円、役員分 1,000 万円）

<退職所得の計算>

- ① 特定役員退職所得控除額
40 万円 × 2 年 = 80 万円
- ② 一般退職所得控除額
800 万円 + 70 万円 × (32 年 - 20 年) - ① = 1,560 万円
- ③ 特定役員退職所得
1,000 万円 - ① = 920 万円
- ④ 一般退職所得
(2,000 万円 - ②) × 1/2 = 220 万円
- ⑤ 退職所得金額
(③ + ④) = 1,140 万円